

目黒区特別区税条例の一部改正案について

1 猶予制度の見直し（条例第5条の2から第5条の6まで）

従来、地方税法の規定に基づき行ってきた「徴収猶予」及び「換価の猶予」(※)について、27年度税制改正において、これらの手続について条例で定めることとされたため、分割納付、申請手続等について条例で定める。併せて、従来、職権でのみ行っていた換価の猶予について、申請による制度が設けられたことから、同様に申請手続等について条例で定める。

現行規定	改正点
<p>※地方税法の定めによることから条例の規定なし</p> <p>○徴収猶予（地方税法第15条～第15条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付（納入）方法 …期限を定め、分割納付（納入）できる ・申請手続 …<u>規定なし</u> <p>○職権による換価の猶予（地方税法第15条の5・第15条の6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付（納入）方法 …期限を定め、分割納付（納入）できる ・提出書類 …<u>規定なし</u> <p>○担保不要となる要件（地方税法第16条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予額が<u>50万円以下</u>の場合等は担保不要 	<p>※太字は、国税との相違点</p> <p>○徴収猶予の申請手続等の追加（条例第5条の2～第5条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付（納入）方法 …<u>指定する月に分割し、納付額・納期限を決定</u> ・申請手続 …<u>申請書記載事項、申請書添付書類、申請の補正期限（20日）</u> <p>○職権による換価の猶予の納付方法・提出書類の整備（条例第5条の4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付（納入）方法 …<u>原則、各月に分割し、納付額・納期限を決定</u> ・提出書類 …<u>財産目録、収支実績、供託書等（要担保の場合のみ）、分割納付計画書</u> <p>○申請による換価の猶予制度を条例に追加（条例第5条の5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請期限</u> …<u>各納期限から3か月以内（国税は6か月以内）</u> ・<u>納付（納入）方法</u> …<u>「職権による換価の猶予」と同様</u> ・<u>申請手続</u> …<u>「徴収猶予」と同様</u> <p>○担保不要となる要件を条例に追加（条例第5条の6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猶予額が<u>100万円以下</u>、<u>猶予期間3か月以内</u>の場合等は担保不要

※徴収猶予（地方税法第15条）

災害、病気、事業の休廃止や損失等により期日までに納税できない者について、納税者の申請に基づき一定期間、税の徴収を猶予すること

※換価の猶予（地方税法第15条の5）

滞納処分により財産を換価することにより、納税者の事業継続や生活の維持を困難にするおそれがあるとき等であって、納税に対して誠実な意思がある場合は、差押と差押財産の換価（公売）を猶予すること

◎平成28年4月1日施行

2 ふるさと納税の拡充（条例付則第4条の2・第4条の3）

現行規定	改正点
条例第20条の2	○ワンストップ特例制度を条例に追加 （条例付則第4条の2・第4条の3） ・申告の特例 ・申告特例控除額の控除

◎公布の日施行（平成28年度分から適用）

3 住宅ローン控除の適用期限の延長（条例付則第3条の5の2）

現行規定	改正点
条例付則第3条の5の2 ・適用年度…「平成39年度まで」 ・居住年…「平成29年まで」	○住宅ローン控除の適用年度等を改正 ・適用年度…「平成41年度まで」 ・居住年…「平成31年まで」

◎公布の日施行

4 減免申請期限の延長（条例37条、第47条及び第47条の2）

現行規定	改正点
条例第37条、第47条及び第47条の2 ・申請期限…「納期限前7日まで」	○申請期限を改正 ・申請期限…「納期限まで」

◎平成28年4月1日施行

5 軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）（条例付則第5条）

※（ ）内の数字は軽減額

対象車	税率		
	三輪	乗用	貨物用
①電気自動車、天然ガス軽自動車	1,000円 (△2,900円)	営業用 1,800円 (△5,100円)	営業用 1,000円 (△2,800円)
		自家用 2,700円 (△8,100円)	自家用 1,300円 (△3,700円)
②平成32年度燃費基準+20%達成車 (貨物用は、平成27年度燃費基準+35%達成車)	2,000円 (△1,900円)	営業用 3,500円 (△3,400円)	営業用 1,900円 (△1,900円)
		自家用 5,400円 (△5,400円)	自家用 2,500円 (△2,500円)
③平成32年度燃費基準達成車 (貨物用は、平成27年度燃費基準+15%達成車)	3,000円 (△900円)	営業用 5,200円 (△1,700円)	営業用 2,900円 (△900円)
		自家用 8,100円 (△2,700円)	自家用 3,800円 (△1,200円)

◎公布の日施行（平成28年度分から適用）

6 旧3級品に係る特別区たばこ税率の縮減・廃止（条例付則第6条の2、改正付則第5条）

実施時期	区市町村たばこ税	都道府県たばこ税	国のたばこ税	合計
現 行	2,495 円	411 円	2,906 円	5,812 円
平成 28 年 4 月 1 日	2,925 円	481 円	3,406 円	6,812 円
平成 29 年 4 月 1 日	3,355 円	551 円	3,906 円	7,812 円
平成 30 年 4 月 1 日	4,000 円	656 円	4,656 円	9,312 円
平成 31 年 4 月 1 日	5,262 円	860 円	6,122 円	12,244 円
(参考) 一般品の税率	5,262 円	860 円	6,122 円	12,244 円

◎平成 28 年 4 月 1 日施行

7 規定の整備（条例第16条、第21条、第25条の3）

引用する条項の改正等の規定の整備を行う。

◎平成 28 年 1 月 1 日施行ほか

以 上